

- ◆ 水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用については平成31年3月29日、国交省水管理・国土保全局河川計画課長他通知により趣旨、構成員、取組内容等について示している。
- ◆ 令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、令和2年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発令されたこと等を踏まえて、協議会の運用について国交省水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室長他名により、以下のとおり通知を発出。

新型コロナウイルス感染症も踏まえた対応

①効果的な情報共有

- ・WEB会議による開催
- ・必要に応じ動画メッセージ作成

※メディア連携協議会等、
関連する会議においても同様。

②連携体制の構築及び協議会での共有事項

- ・都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有、取組の実施
- ・高齢者福祉部局に加え保健福祉部局との連携強化
- ・関係行政機関から通知される感染症を踏まえた留意点を参考に、取組上の対応の共有、連携体制構築

令和元年の洪水等を踏まえた取組の充実

1. 緊急速報メールによる洪水情報の共有
2. 大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表
3. 堤防決壊情報の確実な共有
4. 協議会における「地域の取組方針」の見直し
※今後、国交省における検討会等の場での検討を踏まえ、取組の拡充を図る予定。
5. 市長村の水害対応をサポートするホットライン

流域治水プロジェクト(仮称)の策定に向けて

- ・気象変動による水災害リスクの増大
- ・河川管理者等の取組だけでなく、あらゆる関係（行政、企業、住民）により流域全体で行う治水「流域治水」への転換。